

平成30年12月開催松野町農業委員会定例総会会議録

1. 開催の日時及び場所

日 時 平成30年12月10日（月） 16時00分より
場 所 町民センター 1階 研修室

2. 会議構成員（農業委員）現在総数 13名

出席： 12名 欠席： 1名

3. 農業委員出席者氏名

役職名	議席番号	担当地区	氏 名	出欠
会長	1	松 丸	山口 尊	出席
副会長	2	—	矢野 千津	出席
	3	豊岡前	毛利 彰男	出席
	4	—	長谷 信昭	出席
	5	上家地	村田 和宏	出席
	6	延野々	谷中 邦喜	出席
	7	目 黒	河野 繁禧	出席
	8	—	松比良八重子	出席
	9	奥野川	品田 壽和	出席
	10	豊岡後	関本 五郎	欠席
	11	富 岡	加賀田幸二	出席
	12	吉 野	太田 善英	出席
	13	蕨 生	岡本 博	出席

その他出席者

農地利用最適化推進委員出席者

区域	氏 名	出欠
松丸地区、延野々地区、 豊岡後地区、豊岡前地区	小林 健一	出席
	藤 藪 守	出席
富岡地区、上家地地区、目黒地区	井上 優二	欠席
	橋田 忠弘	出席
吉野地区、蕨生地区、奥野川地区	酒井 茂	出席
	金谷 純一	欠席

農業委員会事務局
農業委員会事務局長 小西 亨
農業委員会事務局主事 岡本 渉

4. 議長選出他

議長 山口 尊
会議録署名委員 谷中 邦喜
河野 繁禧
会議書記 岡本 渉

5. 閉会の日時

平成30年12月10日（月）16時55分

6. 議事日程

- 議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 議案第2号 農用地利用集積計画（案）の承認について
- 議案第3号 農地法施行規則第29条第1号の規定による申し出に伴う意見決定について
- 議案第4号 荒廃農地の農地・非農地の判断について

7. 会議の概要

小西事務局長 | 定刻の時間となりましたが本日開会前にお時間を頂いて昨今マスコミ等々で皆さんもご存じの件でございますが、いろいろ町内を揺るがす町職員の不祥事がありまして、その件につきまして今日開会前にお時間を頂いて町長の方から一言あいさつさせて頂いたらと思っておりますのでよろしくお願ひ致します。

坂本町長 | 皆さんこんにちは。

(会場) | こんにちは。

坂本町長 | 12月も中旬に入りまして慌ただしさもひとしおになったと思います。急に寒くなって参りました、是非みなさま体調管理に気を付けて頂いてご自愛のほどお願ひ致します。

日頃から農業委員それから農地利用最適化推進委員の皆様には松野町の基幹産業である農林業の進展のために多大なご尽力を賜っておりますこ

と、この場をお借りしてお礼を申し上げます。特にその担い手の確保、農地の流動化という農業の本質的な問題の解決に向けて取り組んで頂きますこと大変ありがたく思っております。

今日お時間を頂戴したのは今ほど小西課長から申しあげましたように、11月22日になりますが、本庁建設環境課所属の職員が虚偽有印公文書作成及び行使等の罪で逮捕されました。町職員がこのような不祥事に関与しましたこと大変申し訳なくお詫びを申し上げます。特に容疑の内容が農地転用等に関するものでありまして農業委員の活動に真摯に取り組んでいらっしゃる皆様には大変なご心配・ご迷惑をおかけしたと存じます、重ねてお詫びを申し上げます。この件に関しては実は今年の6月くらいから職員が任意で事情聴取を受けていることは警察からの連絡及び本人の報告で把握をしていたわけですが、捜査に支障があるという事で警察から公表を止められておりまして、発表を控えておりました。逮捕後警察から詳しい説明はありませんで、我々も新聞報道等で事件の概要を把握している状況でございますが、20日間の拘置期間がそろそろ切れますので何らかの動きがあるのではないかと進展を注視しているところでございます。今後は警察・検察の捜査に全面的に協力すると共に進展を待つて厳正な処分をする考えであります。合わせて役場に対する重要な信用失墜行為を町職員が引き起こしたことに町民の皆様、関係各位の皆様に心から陳謝すると共に信頼回復のために公印の管理の徹底など再発防止に向けて職員一丸となって取り組んで参りたいと思っております。このたびは誠に申し訳ありませんでした。これで失礼いたします。どうぞ、よろしくお願い致します。

小西事務局長

ただ今から定例の農業委員会総会を始めさせていただきます。開会にあたりまして会長よりご挨拶をお願いします。

山口会長

みなさんこんにちは。

(会場)

※こんにちは。

山口会長

今、町長が言われましたように二日ほど前から急に寒くなって今日は研修でまたいちだんと寒いねと言うようなことを言っておったんですけれども今朝は大霜で昼頃まで霜が取れないところもありますよ。というような事を言われておりましたがちょっと暖かくなったかと思えばよったら夕方冷えてきたなという感じです。このような寒暖の起伏があるときはついつい体調を崩しがちという事で厚着をしてもですね足元から底冷えすることがありますので体調には十分気を付けて、頑張ってもらえればと思います。

町長のほうより不祥事の件言われました、農地転用案件を、時期は私の記憶では定かでないですけど審査を済ませた、どの案件だというのは知らないが、あれかなというのは思っています。今日確認しましたら三千平方メートル以上あったので県のほうで審査を済ませており、私たちが承認した案件を承認して申請をしたことが県の農業会議のほうで承認を済ませているという事で審査の在り方の責任は回避しているんですが、農業委員会に対しての申請には利用する人も売却する人もなんら問題はなく、町長が言われたとおり、申請を公務員が町長の印鑑を使って2000円の印紙を貼らないといけないのが行政が行くとタダになるというのを行使しとるという事で今逮捕されている。マスコミが私の所にも来ました、同じ山口なので親類ですか、農業委員会との癒着申請をやっているのかというような事で想定で作文を作って、マスコミが大きい事件につながるのではないかと想定してきますので、人権の問題に係わりますのでコメントできませんが山口という姓と一緒に親類みたいな憶測するような話をしよったら名誉棄損になるというような話もさせて頂きました。一人だけでなく職員どうしが癒着してグループでやっているじゃないかと言っていましたのでうちの職員をあんまり指摘しよったら町長に聞いてくれたらええんやけど、私としては信頼している公務員がそのようなことをやっているとは思えなくて、そういう事をすると町民として腹が立つというような話もさせてもらっています。公文書の虚偽申請とか申請違反というような事をやっておるといような中でそれだけで逮捕はないけん、何かあっせん利得、贈収賄みたいな事があるのではないかというような事をマスコミが言います

のでそれも作文をするなよと、想像の域やろというような話もさせてもらいました。巷では拡大した表現をなされているようですが、実際、私も議会を長いことやりましたが逮捕とか係争中とか捜査中の案件については何ら言動を慎まないといけないことになっておりますので憶測でものを言ったらいけん。私たちは委員ですから委員という事になれば責任問題になりますので憶測で風評的なものをいう事は事務局長ちゃんとしとけよというような指示をさせて頂いたのですが一番はですね、心配なのは地元の農業委員さんにマスコミがどのように訪ねていくかと心配したときに、その対応にあいまいな対応をすると、マスコミがそれを事実のような事で記事を作ってみたりしますので是非ともそういう状況の時はノーコメントですと。人権や名誉棄損に係る問題ですので逮捕中とか捜査中とか係争中の案件についてはノーコメントですよと、農業委員会としてはなんら違反はしておりませんと言いきって頂ければ有難いと思っております。そういう意味では良い研鑽を積む、公務員の小西局長以下改めて緊張感を持つことができたという事でこの事で良い方に転機として捉えて頂いて厳粛な中にも厳正に公平で公正な行政に努めて頂けたら有難いかと思っております。私達も反省をして頂けたら有難い、いささか脇が甘くなっている「慢心」という言葉をマスコミに言われておりましたが慢心と言うのは脇が甘い・怠慢という事ではないかと思うので是非とも私達もそれに気づかされる事件であったと受け止めた方がいいかなと思ったりもしますので、ちょっと説教がましい話になりましたがよろしくお願い申し上げたらという風に思っております。

今日研修をしました。農家の出身であっても農家ではない経営者的な感覚で、私も商売人ですけれども比率は商売のほうが多いですけれども私も教えてもらうくらい経営者かなと思っておりましたが成功をしておるといふ事であれば農家経営もただの農作物・良いものを作るだけではないんだなど、それを商品にして売る、そういう事まで考えないと農家の経営もやっっていけない時代が来ているのかと、教えて頂いたことはみなさんまったく同じ事を聞いて帰られたと思うので是非とも農家も企業経営者的な感覚

も必要になってきたなと感じます。いささか彼は公務員が企業感動的な色が強すぎたという事です。すぎるのはいけませんよね。「ほどほど」そういった感覚は持つておかないといけのにはあるけども、公務員は公務員としての守らないといけない道はあるはずですし、しかし経営的な感覚も今の現状では必要という事で彼はいい面もあったとおもうけれど、ちょっとそれが過ぎたんでしょう。怠慢とか慢心につながったという事ではないかと思っていますので、やり手でありたいという事は誰もそうです、経営をうまくやりたいそうゆうやり手でありたいことは間違いないんですけれどもすぎることはやっぱり控えるべきことではないかなと。研鑽はつまないといけないが過ぎたら失敗に繋がります。今日の人らでもわからんのですよ。可能性というのはどっちになるかわからん訳ですから、何もかも手をだしすぎよらせんろかとちょっと感じて帰った一人でありまして今はうまくやっとするけども大変かもわからんねと感じておりました。そういう事も今日の研修では私なりに勉強させてもらったかなと思っています。

正直、農業委員会の仕事は経営とかいうものをどうやこうや言うものではないですよ。農地を守るというのが基本です。放置されている所を通知せよと中間管理機構からきておりますけれども返答しなかったら勧告するというような強制的なことで法的には農業委員会としてやらんといけんですが、局長以下農業委員会の事務局は勧告と言うような事は農家のひとはわかりにくいので「がいなね。」と思われたらいけんで優しい言葉で前段の文章を作って送ろうかなというのであくまでも法的処置は報告を怠った人には勧告をしないといけんことになっとなるんですけれども、勧告じゃ言うと角が立つたらいけんで、配慮したね、言う話をしたのですけれどもちょっと前段文章を作成して「勧告しますよ」と言うような文章で案内しようかということで、話をしておりますので是非そのようにしてくれと話をしておりますので農業委員会として決める事でもないのです事務局の配慮としてやるようにという指示をしたところです。最終的にそれでも回答が無い所が分散すると思うんですが、それを勧告してでも集めないといけないという事ですから報告をまとめないといけないので、その時は地

元の農業委員さんに指導・説得に周ってもらわないといけない様なことが起こるかもわからないし案外浸透して少なかったら事務局で全町域を周る感じで済むかもわからないしその辺が不安です。初めてのことなので事務局から発信しますので誰それさん所へ一緒に行ってほしいというような事があるかもしれませんが是非、協力を要したいと思っております。これは農業委員さん推進委員さんをお願いしないといけないことになるので、是非ともご理解を賜れたら有難いと思います。あまり、前もって不安をしてもいけないので一度出してみてその対応よね、できたら十何件くらいなら事務局で周って、お手数をかけるようなことのないような話もしていましたが数十件という事になればやっぱり事務局だけでは対応ができませんようになりますのでその時は地元の農業委員さん推進委員さんに担当で周って頂くような事が発生するかもしれませんがご協力のほど、お願いしておいたらと思います。事務局から報告で話をするつもりだと思っけれど、私のほうからお願いをさせて頂くのが筋だというふうに思いますのであいさつの中にくみこまして頂いたという事をご理解頂いて、お願いと説教話になりましたけれども簡単なあいさつとさせて頂いたらと思います。よろしくお願ひします。

山口会長

それでは早速議事に入りたいと思います、入りますまでに議事録署名委員の指名をさせて頂きます。今回は、6番谷中邦喜委員と7番河野繁禧委員をお願いしたらと思います。報告事項に入ります、事務局なにかありませんか。

岡本主事

※事務局より1件の報告事項あり。

山口会長

議事に入ります、議案第1号農地法第5条の規定による許可申請についてを議題と致します。説明を求めます。

岡本主事

農地法第5条の規定による許可申請についてご説明致します、4ページ

をお開き下さい。申請地は延野々〇〇〇番、地目は畑、面積は755㎡、利用状況は果樹となっております。転用の用途については駐車場と資材置き場となっており、図につきましては6ページをご覧ください。申請者、譲受人は延野々〇〇〇番地〇〇〇株式会社代表取締役〇〇〇さん、譲渡人は延野々〇〇〇番地〇〇〇さん、転用の事由は譲受人は申請地及び一体利用地の道の対面地に会社の本店及び倉庫があり、主に会社本店・倉庫の道路対面地にある〇〇〇株式会社の魚のすり身の製品の冷蔵・冷凍での保管及び養殖漁業用の冷凍魚飼料の保管及び販売をしているが、大型車両の駐車場及び冷蔵・冷凍製品の置場、資材置場を必要としており申請地を購入するもの。譲渡人は、老齢で耕作出来ず要望に応じ譲渡するものです。転用申請農地等の詳細は、当該農地は、駐車場・資材倉庫につき周辺の土地に被害は特にない。申請地周辺は、ほぼ農地、水路に隣接しているが、周囲の土地に被害が無いよう境界コンクリート等により防止する。被害が出たときは速やかに対応する。また、当該農地は10ha以上の集団的農地内にあり、第1種農地の転用不許可の例外事項である既存施設の敷地拡張に該当します。

受付番号6番申請地松丸〇〇〇番、地目田、面積1,393㎡、利用状況水稻、用途は太陽光発電設備です、図につきましては、7ページをご覧ください。申請者、譲受人は豊岡〇〇〇番地〇〇〇さん、譲渡人は豊岡〇〇〇番地〇〇〇さん転用の事由は、申請地を譲り受け、太陽光発電設備を設置したい。譲渡人は、譲受人の要望により、農地を譲渡したい。転用申請農地等の詳細は、当該農地は、東側には既に太陽光発電設備を設置済み。南・北は農地、西側に道路。該当地は除草整備後太陽光発電設備を設置予定。周辺の農地に影響の無いようにする。当該農地は、松野町役場からおおむね300メートル以内に位置していることから第3種農地に該当します。説明は以上です、よろしくご審議お願い致します。

山口会長

説明がなされましたがこれについて何かご質疑等ございますか。無いようでしたら申請のとおりお認め頂けますか。

(会場) ※会場より「はい」の声あり。

山口会長 無いようでしたら申請のとおりお認め頂けますか。全会一致で決定させて頂けたらと思います。

続きまして、議案第2号農用地利用集積計画(案)の承認についてを議題と致します、説明をお願いします。

岡本主事 資料9ページをお開き下さい、農用地利用集積計画(案)の説明をいたします。受付番号35番借人松丸〇〇〇番地〇〇〇さん、貸人松野町松丸〇〇〇番地〇〇〇さん利用権を設定する土地は松丸〇〇〇番地目田、面積968㎡、賃貸借で6年間の契約となっております、図は10ページをご覧ください、こちらは継続の案件となっております。以上です、ご審議をお願いします。

山口会長 これに何かご意見ありませんか、無いようでしたら承認決定してよろしいでしょうか。

(会場) ※会場より「はい」の声あり。

山口会長 全会一致での承認決定をさせていただきます。続きまして議案第3号農地法施行規則第29条第1号の規定による申し出に伴う意見決定についてを議題と致します。説明を求めます。

岡本主事 農地法施行規則第29条第1号の規定による申し出に伴う意見決定について、こちらについては、200㎡以内の農業用施設等の転用での届出となっております、該当農地は吉野〇〇〇番、地目畑、面積126㎡、建築面積48㎡、造成等の所要面積97.13㎡、利用状況は普通畑、申請者は〇〇〇さん、図は13ページをご覧ください。農業用施設用地に転用しようとする事由の詳細

は、農地の利便性を高めるために農作業用具を収納するための農業用倉庫を建設したいという事です。隣接地に被害がでないようにする。とのことです。7月の水害で既存の施設が被害に遭ってしまったので、また新たに建設したいという所もあります。以上です。

山口会長 今、説明がなされましたが何か地元の委員さん意見はありませんか。

太田委員 はい。〇〇さんから相談がありまして水害から倉庫が無いので建てたいとのことで一応、農業委員会に相談して200㎡以内ということでこういう話になりました、よろしくお願いします。

山口会長 他の委員さん何かありませんか、無いようでしたら申し出について許可しますか。

(会場) ※会場より「はい」の声あり。

山口会長 許可決定をさせていただきます。続きまして議案第4号荒廃農地の農地・非農地の判断についてを議題と致します。

岡本主事 ご説明致します。今年の8月から9月にかけて農業委員さん推進委員さんの協力によって農地の利用状況調査、農地パトロールを実施致しました、その中でB分類・再生利用が困難と見込まれる荒廃農地については、農業委員会として非農地にするかいなかの意見決定をして頂ければと思います。今回のB分類再生利用困難と見込まれる農地については15ページに一覧を記載しております。今年については田5筆、合計で4,008㎡、畑10筆3,237㎡の合計7,245㎡となっております、今回非農地の意見決定を頂きましたら所有者に非農地通知書を発送すると同時に町の固定資産税の担当課と農政の担当課、愛媛県宇和島市法務局のほうに一覧を送付させていただきます。法務局の登記地目については申請しなければ変更されませんので、所

有者とうについて変更登記をこちらの方からお願いさせていただきます。今回非農地判断がされた農地について農業委員会が管理する農地台帳からは除外を致します。昨年と同様所有者の意向等は基本的に確認してませんので、もし活用するというような意向がありましたらまた、再編入するという事になります。地図につきましては16ページから21ページまでに記載をしておりますので、ご確認下さい。それではご審議をお願いします。

山口会長 非農地を決定しても本人がせんよいうたら農地のままある訳やろ。

岡本主事 そうです。

山口会長 そのかわり、荒らしておる所を農地に直さんといけんでと言う指導になる、あくまでも農業委員・推進委員が見て回って、「これは山林にしてあげた方がいいわえね」と言う意見で出ている訳やろ。

岡本主事 はい。

山口会長 という事です、農業委員会が非農地と決定しても本人が「いらんことすなや」言うたら農地のままでそのかわり荒れているのを農地にもどしてくれやという指導をします。本人から申し出がきとる訳ではないのやろ。

岡本主事 それもあります。

山口会長 あるのはあるで、ないはないでやったらええ事で、現状は誰が見ても山で耕作できる状況ではなくなっておるという事でここへ上がってきているということです。今まで非農地にした所でトラブったことはないかね。

岡本主事 昨年の場合だと、うちで非農地判断をして非農地通知を発送したけども「栗などを植えて使っている」と言う、本人の申し出があったりしたので再

編入したという事例は去年ありました。

山口会長

それは再編入ではなく、復帰よね。

岡本主事

復帰です。

山口会長

編入したのではなく、そのままよね。結局その事を地元の委員さんに報告がなされんといけん訳よ、非農地に決めましたけども農家からこういう話がきて非農地にしないいうことは地元の人に言うとかないけなえね。

登記を放棄する人がおらえね、これらの指導もどうするかという事が今後の課題になってくるかもわからなえね。登記を変えん限りは農地のままやけん、結局本人が知らずに農業委員会が非農地に決定した通知を出しても本人がどうしたらええがと言うたら指導せないけんことになってくるし、本人がいらんことしてくれたね、言う人が出てくるかもわからんですね。その辺は含めて認識を持ってもらって農業委員会としては、そういった作業は出来るんやけど今、非農地にするのがいいか悪いかという意見をだして頂ければと思います。何かご意見ございませんか。無いようでしたら非農地に認めてよろしいでしょうか。いいですか。

(会場)

※会場より「はい」の声あり。

山口会長

全員で7反ほどよね。

岡本主事

はい。

山口会長

委員さんどなたよりも意見がございませんので、委員さんも承知して出されると思いますので非農地にした後の指導も含めてご確認をたまわれたら有難いと思います。非農地に認めるという事で決定させていただきます、農業委員会の判断が非農地にするということで判断させていただきます。

以上で議事をすべて終了しました、その他に入ります。

その他ありませんか。

岡本主事

事務局より、まず、追加でお配りしております経営状況及び農地集積に関する実態調査についてという文書をご覧頂きたいと思います。こちらにつきまして農業委員会のほうで農家さんを対象にアンケート調査を実施したいと考えております。その目的といたしましては、研修等でたびたび耳にすると思うんですけれども愛媛県のほうで進めている農地最適化推進運動1・1・1運動について、松野町でも進めていきたい運動の一つとしてまずは今現在耕作されている農家さんの5年後・10年後農業をどうしたいのかという意見を把握する事で担い手の方への集約に生かすことが第一の活動という事で挙げられております。鬼北町の農業指導班のほうからもアンケートを松野町と鬼北町で行いたいという事でお話しもありまして、農業委員会事務局としても実施したいと考えております。今回のアンケートだけでなく毎年行っている意向調査のほうも一緒にあわせて地図に落とし込んで農地集積に活用してきたいと考えております。お願いと相談したい事がありましてアンケートの回収なんですけれどもアンケート用紙を郵送する際に返信用封筒もつけてお送りするので大半はそれで回収できると思うんですけれども回収率を8割以上を目標としておりますので未回収の方が少ないようなら事務局で対応したいと考えているけれども回収が少ない地域等ございましたら地元の担当委員さん・推進委員さんも回収のご協力をお願いさせて頂きたいと考えております。この辺についても、ご協力をお願いします。

ご相談したい事なんですけれども、案内文書が2種類あると思うんですけれども対象の方が上に書いてあります通り5反以上農地所有されている方、山林を除く、70歳以上の方が対象でさらに町内在住の方でかつ農地の本人名義の方を事務局の案として考えております。例えば、高齢の方で旦那さんが亡くなって奥様が地権者であるけれども、相続等はしていないという状況のような所は今現在外して考えております。だいたいそれでちょう

ど150名対象の方がおられます。相談させて頂きたいのが調査の範囲なんです、面積も5反から3反以上にした方がいいのか、どこまで範囲を広げたらいいのか、回収の事もあるのでなかなかだと思いますし、条件を緩めると300名くらいになります。

山口会長

一回目は5反以上の70歳以上にしたらどうですか、それで統計的なものは出ると思うんですよ。それでいいですか。

(会場)

※会場より「はい」の声あり。

山口会長

これで実施をさせていただきます、又アンケート回収をお願いすることがあるかもしれませんが、その時はよろしくご協力お願いします。

郵送だけではわかりづらく説明せないけんところがでてくるかも知れんという事を心配しよる訳です。

岡本主事

報告なんですけど、前回の委員会の時に今年度の意向調査とか勧告のことを教えてほしいとの事だったので名簿等は控えさせていただきますが報告させていただきます。今年度、新規で意向調査させて頂くのは、町内で14名、37筆、面積は26,908㎡の方となっております。勧告は冒頭に会長からもご説明頂いたんですけども、昨年行った意向調査で未回答だったり、自分で耕作するという回答だったけれど耕作されてない方が勧告の対象になるんですけども、そういった方が全体で26名、49筆、43,634㎡の所有者が対象になっています。以上ご報告です。その他については以上です。

山口会長

農地を守らんといけんためと農地を整理せないけんためと国の方策が複雑になってきたような事で守備範囲が広がってきた。できるだけ事務局で対応する努力はしますが、推進委員さんが加味したことも含めて指導も農業委員・推進委員の仕事という事で守備範囲を広げられた、今後そういう事が作業でおきてくることご理解を賜って閉会とさせていただきます。有難

うございました